

**医療的ケア支援者養成研修
(特定の者)**



たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする重度の障害児・者に対し、安全かつ適切な支援を提供できる介護職員などを育成します。

①基本研修：1月13日(出)・14日(日)②実地研修：1月15日(月)～3月31日(日)

①こころの健康支援センター別館2階研修室②利用者居宅や勤務先の施設

①市内在住・在勤で、実地研修の協力者の同意と、実地研修・評価に協力する訪問看護師を派遣する訪問看護事業所の承諾を得ている方

②申し込み順10人

③2640円(テキスト代)

④申込書(福祉人材育成センター、総合福祉センター、市民活動支援センターで配布、または福祉人材育成センターから印刷可)を12月5日(火)～20日(水)の平日午前9時～午後4時30分に福祉人材育成センター☎452-8180へ本人が持参※健康保険証・運転免許証などで本人確認。市内在勤の方は社員証なども確認。代理人申し込みの場合は委任状が必要

(社会福祉協議会)

障害年金・個別相談会

①1月19日(金)

②午前9時30分～、10時30分～、11時30分～

③総合福祉センター4階

④市内在住の障害や疾患のある方と家族、支援者(障害年金受給の有無は不問)

⑤社会保険労務士による、障害年金の受給資格や申請方法などの個別相談(1人50分程度)

⑥各回3人(初めての方優先、相談2回まで)

⑦無料

⑧④12月18日(月)～1月12日(金)に電話またはFAXでドルチェ☎490-6675・☎444-6606 (社会福祉協議会)

こころの健康講演会「統合失調症からの回復～その方の物語を描いていくために～」

統合失調症の当事者家族でもある研究者が講演します。

①1月20日(出)午後2時～4時(1時30分開場)

②こころの健康支援センター2階こかげ

③糸川昌成(東京都医学総合研究所副所長)

④会場：申し込み順80人

⑤無料

⑥会場：12月11日(月)～1月19日(金)に電話で問い合わせ先へ

⑦オンデマンド配信：12月11日(月)～1月20日



(出)に申し込みフォームから申し込み

⑧詳細はこころの健康支援センター☎参照

⑨こころの健康支援センター☎490-8166

(社会福祉協議会)

**パソコン、スマホ、タブレット
なんでも個別相談会(第5回)**



①1月26日(金)

②午後1時～2時、2時15分～3時15分、3時30分～4時30分

③市内在住の障害のある方と家族、支援者

④各回2人(初参加優先。多数抽選)

⑤500円

⑥相談したい機器※申込時に要申し出

⑦詳細は社会福祉協議会☎参照

⑧④12月7日(火)～1月16日(水)に直接または電話・FAXでドルチェ(総合福祉センター4階)

☎490-6675・☎444-6606 (社会福祉協議会)

**令和6年度調布市手話通訳
新規登録者選考試験**

①1月28日(日)

②③1次試験：午前9時30分～11時・筆記(一般常識)、手話読み取り 2次試験：正午～午後3時(1次試験通過者のみ)・手話表現、面接※手話通訳士は面接試験のみ

④総合福祉センター

⑤調布市手話講習会養成クラス修了者(修了予定者含む)、手話通訳士、市外で登録手話通訳者として通訳活動を行っている、市外で同等の手話講習会課程を修了した者

⑥④12月19日(火)～1月16日(水)に総合福祉センター4階社会福祉協議会☎481-7800

**知的障がい者(児)
ガイドヘルパー養成研修**



知的障害者の余暇活動や社会参加などの外出支援を担うガイドヘルパーの養成研修です。

①講義：2月3日(出)・4日(日)

②実習：10日(出)・17日(出)・24日(出)のうち1日

③こころの健康支援センター本館2階健康活動室、ちょうふだぞうほか

④市内在住・在勤・在学中、令和6年3月末時点で69歳以下で、ガイドヘルパーとして実働できるもしくは希望する方

⑤16人(選考あり)

⑥2000円(受講料・テキスト代)

⑦研修修了後、都指定の修了証明書を取得可能

⑧④12月11日(月)～1月15日(月)の平日午前9時～午後4時30分に申込書(福祉人材育成センター、総合福祉セ

ンター、市民活動支援センターで配布、または福祉人材育成センターから印刷可)を福祉人材育成センター☎452-8180へ本人が持参※健康保険証・運転免許証などで本人確認。市外在住の方は在勤・在学の確認ができる書類も提示



歳末たすけあい運動

皆さんからの温かいご協力をお待ちしています。

【募金方法】

募金封筒/自治会を通して納入

窓口/社会福祉協議会、市役所、神代出張所など

インターネット/Web決済サイトSyncable

募金箱/文化会館たづくり、グリーンホールなどに設置

④社会福祉協議会☎481-7617

暮らしの情報



税金・保険・年金

市民課・納税課の休日窓口

①12月9日(出)・24日(日)、1月13日(出)

②午前9時～午後1時

③④市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎481-7041～5

納税課(市役所3階)☎481-7214～20

公共の用に供する道路の非課税扱いの申告

令和6年1月1日現在で、土地の一部を「公共の用に供する道路」として使用している場合、次の条件を満たす道路を所有する方は、申告によって、固定資産税・都市計画税が令和6年度以降非課税扱いとなります。なお、分筆されている場合や、すでに非課税となっている道路は、申告の必要はありません。

非課税の条件 / ●使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用している

●幅員が原則として1.8メートル以上である

●起点・終点が公道に接している。ただし、行き止まりの道路の場合でも、2棟以上の家屋が建ち並び、不特定多数の方が利用し、客観的に道路として認定できる

●地積測量図などによって道路部分が特定されている
④地積測量図など

⑤④1月31日(火)までに資産税課(市役所3階)

☎481-7205・6

⑥納税課(市役所3階)☎481-7214～20

市税・国民健康保険税は納期限内に納付を ～納税は私たちの義務です～

●税金は皆さんの暮らしを支える財源

市税は、福祉・教育・都市整備などに充てる大切な財源です。

また、国民健康保険税は、国民健康保険制度を支えるための大切な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

●口座振替の利用を

市税・国民健康保険税の納付は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。申込書は、市内の金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・農協・納税課窓口にあります。

④依頼書(納税通知書に同封または市内の取扱金融機関に備え付け、郵送希望の場合は連絡)で申し込み※キャッシュカードを市役所に持参して、その場で口座振替手続き可。詳細は問い合わせ

●納付が困難な場合は早めに相談を

電話や窓口で納税の相談を受け付けています。災害、病気、失業などで、納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

●滞納を放置した場合

納期限を過ぎた後も納付の確認が取れない場合、督促状を送ります。

その後も滞納状態が続くと、法の規定に基づき、財産(預貯金口座や不動産など)の差押えを行い、滞納となっている税に充当します。



納付方法	市・都民税		法人 市民税	固定資産 税 都市計画 税	軽自動車 税	国民健康 保険税
	普通 徴収	給与 特別 徴収				
市役所・金融機関	●	●	●	●	●	●
口座振替	●			●		●
コンビニ・ペイジー・モバイル レジ・アプリ・クレジット	●			●	●	●
地方税共通納税システム		●	●			